

# 令和元年度 第4回川西市PTAあり方検討会

日 時 令和2年2月1日（土）  
午後2時00分～  
場 所 川西市役所  
2階 202会議室

## 1. 開 会

## 2. 報 告

(1) 川西市PTAあり方検討会の振り返りについて

## 3. 議 題

(1) PTAの活動内容について

【PTAの組織について】

## 4. その他

【PTAに係る状況調査結果について】

令和元年 12 月 19 日

各小・中・特別支援学校長 様  
各市立幼稚園長 様  
各 PTA 会長 様

川西市 PTA あり方検討会座長

## 川西市 PTA あり方検討会の検討経過について（お知らせ）

師走の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

さて、川西市 PTA あり方検討会では、保護者や教育関係者らが PTA 活動への相互理解を深め、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動あり方の検討のきっかけづくりを行うための議論をすすめているところです。

今般、第 2 回検討会（9 月 16 日開催）において、「役員を選出」について議論を行いました。そして、第 3 回検討会（11 月 17 日開催）において内容をとりまとめたところです。

つきましては、別紙（「役員を選出」について）を送付させていただきますので、貴校・園 PTA のよりよい活動に向けた検討資料として、ご活用いただけましたら幸いです。また、会議の詳細情報は、川西市教育委員会事務局教育推進部社会教育課の HP に掲載しておりますことを申し添えます。

なお、本検討会は今後も議論を続けてまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(担当)

〒666-8501

川西市中央町 1 2 番 1 号

川西市教育委員会教育推進部社会教育課

大屋敷・井関・田中

TEL 072-740-1215 FAX 072-740-1339

E-MAIL kawa0067@city.kawanishi.lg.jp

# 別紙

## 「役員の選出」について

### ●役員の選出について

#### (1) 役員選出の手法

- ・立候補が最もよい手法である。候補者がおらずかつ誰かを役員に決める必要がある場合は、免除申請を提出してもらい、免除を行い、くじ引きを了承したうえで実施するということが手法の1つとして考えられる。

#### (2) 役員選出の留意点

- ・事前に選考方法や選考過程といった選考ルールを明らかにしておく必要がある。

#### (3) 法的見解について

##### ①役員免除申請書提出について

役員免除要件を明示し、その要件を満たすか否かの確認のためなどの理由を明示したうえで、申請書の提出を求めることは法的に問題ないと思われる。

##### ②免除決定について

役員免除理由（病気や家庭の事情など）といった個人情報には本人の同意がなければ公開することはできない。

「全員の前で公開しなければ役員をやらされる」ということを前提に、本人が「役員にならないためにやむを得ず全員の前で公開」した場合は本人の同意があったとは解釈できないため、法的に問題があると思われる。

##### ③くじ引きについて

「くじが当たったら役員になる」ことに同意してくじ引きに参加した場合、くじ引きで役員を決めることは、法的に問題がない。

くじ引きの場に欠席をしているにも関わらず、無理やり役員とすることは、本人の同意がないため無効である。PTAの規約等で「役員選任時の会議に欠席した会員がいた場合、当該会議において欠席会員を役員に選任することができる」という規定があった場合でも、選任への受諾がなければ効果は発生しないであろうと思われる。

## 川西市 PTA あり方検討会の振り返りについて

第 1 回川西市 PTA あり方検討会

- 日時 令和元年 7 月 20 日(土) 午前 10 時～12 時  
 場所 キセラ川西プラザ 2 階 多目的スタジオ  
 参加者 委員 13 名、市長、教育長、教育委員 1 名、事務局 8 名、傍聴者 11 名  
 内容
1. 川西市 PTA あり方検討会設置についての説明
  2. 座長・副座長の選出
  3. 「川西市 PTA あり方検討会会議公開運用要綱」「川西市 PTA あり方検討会の会議公開に係る傍聴要領」の決定
  4. 川西市の PTA 活動の現状を共通認識
  5. 川西市の PTA 活動の課題と優先順位の検討
    - ①任意加入について
      - ・任意加入について周知する。
      - ・加入の意思確認(加入届)を行う。
      - ・退会の申し出があったときには退会届の提出を求める。
    - ②個人情報について
      - ・個人情報取り扱い規定を定める。
      - ・個人情報の収集は PTA が行うことが望ましい。
    - ③会費の徴収について
      - ・保護者に徴収金額や徴収方法を説明し、同意を得る。
      - ・学校と業務の委任契約を締結する。
      - ・保護者に委任契約を締結していることを知らせる。
    - ④役員の選出について
    - ⑤PTA の活動内容について
    - ⑥未加入者の子どもへの配慮について
- ①～③をまとめて第 1 優先とし、以下番号順に優先順位とする。  
 ①～③については単位 PTA に提示すべきである。

第 2 回川西市 PTA あり方検討会

- 日時 令和元年 9 月 16 日(月・祝) 午前 10 時～12 時  
 場所 川西市役所 2 階 202 会議室  
 参加者 委員 13 名、教育長、教育委員 1 名、事務局 6 名、傍聴者 22 名  
 内容
1. 第 1 回川西市 PTA あり方検討会の振り返り
  2. 川西市 PTA 連合会から「入・退会届(案)」「委任契約書(案)」の説明
  3. 検討会後の教育委員会の動き
    - ・事務局、校長会での勉強会
    - ・校長会への協力依頼
  4. 役員の選出(手法と留意点)について
    - ・立候補が最もよい。
    - ・免除申請を出してもらい、免除を行い、くじ引きを了承したうえで実施するということが手法の 1 つとして考えられる。

- ・ 事前に選考ルールを明らかにしておく必要がある。
- ・ 法的見解
  - ① 役員免除申請書提出
    - 役員免除要件を満たすか否かの確認のためなどの理由を明示したうえで、申請書の提出を求めることは法的に問題はないと思われる。
  - ② 免除決定
    - 免除理由といった個人情報とは本人の同意がなければ公開することはできない。(公開しなければ役員をやらされるということを前提に本人がやむを得ず公開した場合も法的に問題があると思われる。)
  - ③ くじ引き
    - くじが当たれば役員になることに同意してくじ引きに参加した場合法的に問題はない。
    - 欠席しているにもかかわらず、無理やり役員にすることは無効。(規定で欠席の場合も決定できるとしていても無効であると思われる。)

#### 5. PTA の活動内容について

- ・ 入会届をとるときの留意点(時期、内容)。子どもとのかかわり方。強制されないこととやりがい。子どもに視点を置いた活動。PTA の魅力。改革推進の大変さ。など、多数の意見が出された。
- ・ 次回、PTA 連合会が集めた単位 PTA のアンケート結果を報告する。

### 第 3 回川西市 PTA あり方検討会

日時 令和元年 11 月 17 日(日) 午前 10 時～12 時

場所 川西市役所 7 階 大会議室

参加者 委員 12 名、教育委員 1 名、事務局 5 名、傍聴者 35 名

内容 1. 第 2 回川西市 PTA あり方検討会の振り返り

#### 2. 検討会終了後の動きの交流

##### ○教育委員会

- ・ 校長会議、教頭会議で報告。広報誌 11 月号で特集されたことの説明。

##### ○あり方検討会

- ・ 各小・中・特別支援学校長と各市立幼稚園園長、各 PTA 会長に「任意加入の意思確認」「個人情報の取扱い」「会費の徴収方法」についてのお知らせ配布。

##### ○特小学校校長会

- ・ 入退会届・会費の徴収方法・個人情報の取扱い・役員の選出方法について、共通理解はできている。

##### ○中学校長会

- ・ 7 校の校長と PTA 会長で会議を行い、改革を進めていくことの共通認識を図り、各校で校内や地域と関わる活動の見直しに取り組んでいる。

##### ○幼稚園長会

- ・ 園児数減をむかえ役員数の削減を考えている。保護者会とは日ごろから風通しの良い話し合いができている。

### ○コミュニティ

- ・PTA の職務を地域としてできることはやっていこうという話が出ている。
- ・校区の 3 校の校長先生が相談に来られ、コミュニティもできる限り協力したいと答えている。

### ○PTA

- ・会員に書面で、任意団体であること、同意書を今度導入していく予定であること規約や仕事の見直しを進めていくことを知らせた。
- ・秋の役員選出から診断書の提出やみんなの前での理由報告をなくした。
- ・PTA 活動に関するアンケートをとった。
- ・導入される時期が知らされないまま総務選があったため混乱した。

### ○PTA 連合会

- ・来年度は今までやっていた活動を一旦休止し、広域顧問制度を設け単位 PTA からの相談を受けたり、委員会や PTA 連合会で主催しているイベントを廃止していこうとしている。

### 3. PTA の活動内容について

- ・PTA 活動に関するアンケート結果について(川西市 PTA 連合会)

### 4. PTA 活動で大切にすべき点について(フリーディスカッション)

- ・学校も地域も協力してやっていく必要があると思う。そのためにも、十分に話し合いをしていくことが大切である。
- ・地域の土壌、家庭の土壌の中で子どもが育っていくので、親が社会の一員として考えていかないといけないと思う。
- ・PTA はその学校に通う全ての子どもたちのために活動できるというところが存在意義だと思う。
- ・PTA 活動の見直しを行う時、なぜその取り組みがあるのかという部分を考えず、負担になっているからという理由だけで削減するのは危険である。
- ・本当に必要な活動なのか、子どもたちにとって大切なのかということを十分議論していかなければならないと思う。
- ・PTA は学校と保護者をつなぐパイプ役としてとても大切な存在である。
- ・学校のことがよくわかったり、先生との距離が近くなったり、やりがいや達成感を得られるのが PTA の魅力である。

### まとめ

◎我が子だけでなく我が子以外の子どもたちに対してどれだけ思いが馳せられるのかということがポイントとなる。

### ◎活動内容

- ・学校運営への参画が大切である。
- ・自分たちがしたい活動で子どもたちが利益を受ける活動については、忙しくても時間を調整して参加するという保護者はたくさんいる。
- ・やらされ感のあるものや、意義のわからないまま流されているような活動については負担感や多忙感を感じる。

### ◎PTA は

- ・地域にとっても、子どもたちにとっても、学校にとっても大切な存在である。

## PTAの組織について

現在、単位PTAは「学年部制」と「専門部制」を併用し、どちらにも含まれない活動は総務などの特別委員会が担っている場合が多い。

PTA活動の見直しを行うに当たっては、個々の活動について検討するだけでなく、組織の整理も必要である。

具体的には、例えば、専門部制を廃止し学年部制のみにし、それ以外の活動はエントリー制で行う方法や、学年部制を廃止し、専門部制とエントリー制で行う方法など、組織の再編も同時に考えていく必要がある。

したがって、「学年部制」「専門部制」「エントリー制」それぞれのメリット・デメリットを明確にし、PTA活動の見直しを進めていく。

### A 学年部制

1 学年部	学校行事(音楽会)・学年行事(PTC)
2 学年部	学校行事(お祭り)・学年行事(PTC)
3 学年部	学校行事(図書室清掃)・学年行事(PTC)
4 学年部	学校行事(芸術鑑賞会)・学年行事(PTC)
5 学年部	学校行事(トイレ清掃)・学年行事(PTC)
6 学年部	学校行事(運動会)・学年行事(お別れ会)

メリット

デメリット

### B 専門部制

選挙管理部	役員選出
愛護部	安全パトロール・登校班・郊外児童会
人権部	講演会・研究会参加・研究会発表
広報部	広報紙・
厚生部	給食試食会・ベルマーク・エプロン補修
教養部	献血・進路学習・親子クッキング

メリット

デメリット

### C エントリー制

・運動会のお手伝い	・パトロール
・イベント出店	
・ラジオ体操のお手伝い	
・登下校の見守り	
・地域行事への参加	
・資源ごみ回収	

メリット

デメリット

PTAに係る状況調査結果について

※行政等の事業・イベントに川西市PTA連合会及び各校PTA（単位PTA）が関わっているものを調査。

※行政の直営事業だけでなく、委託事業や補助事業として実施している場合も対象。

※行政から団体（行政が事務局となっている団体含む）へ委託、補助を行い、団体の一員としてPTAが入っている場合も対象。

所属名	PTAが関わっている事業名・イベント名	PTAが関わっている事業・イベントの内容	事業・イベントに関わっているPTAの名称	PTAが関わっている理由	PTAが事業・イベントで従事・参加している業務	PTAの人数	PTAの活動日数	PTAの活動時間帯	事業・イベント実施に当たり、PTAへ配慮している事柄	PTAが関わっている事業見直しの今後の具体的な内容と実施時期
参画協働課	・市内コミュニティ組織の構成団体	・各コミュニティ組織の構成団体として様々な事業に参画	・小学校単位PTA（16校） ・幼稚園PTA連絡協議会	・地域分権立ち上げ時からコミュニティ組織との関わりがあり、継続しているため	・各コミュニティ組織による	・各コミュニティ組織による	・各コミュニティ組織による	・各コミュニティ組織による	・各コミュニティ組織による	・コミュニティ活動や役員の負担軽減については、参画と協働のまちづくり推進会議でも議論されており、その内容を踏まえて、地域活動の活性化の取組案を提案していこうと考えている。 ・推進会議の議論の内容については、11月のコミュニティ協議会連合会の理事会で中間報告をした。
人権推進課	・川西市人権教育協議会（常任理事会、合同研修会、市人権教育研究大会、阪神地区人権・同和教育研究大会）	・部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、人権が尊重される社会を確立するため、また人権教育の推進を図るために、会の一員としてこころはぐくみ委員会及び各小学校の単位PTAが関わっている。	・こころはぐくみ委員会及び小学校単位PTA	・部落差別の解消をはじめ様々な人権が尊重されることの大切さを保護者が学習する機会を設けるとともに、家庭から子どもへも伝えるため。	・人権教育研究大会は、1PTAより報告。こころはぐくみ委員会より会場の協力員等として参加	・常任理事会2 ・合同研修会、市人権教育研究大会1 ・PTA報告、阪神地区人権・同和教育研究大会1PTA報告（各校区1人）	・常任理事会13日 ・合同研修会・市人権教育研究大会・阪神地区人権・同和教育研究大会各1日	・活動によって時間帯が異なる。（1時間半～3時間）	・常任理事に選出された2名以外は、あくまでも行きたい活動のみに参加するようにしている。	・今年度中に、川西市人権教育協議会で、PTA連合会と協議する。
	・小学校区人権啓発推進委員会	・部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、人権が尊重される社会を確立するため、また人権教育の推進を図るために、会の一員としてこころはぐくみ委員会及び各小学校の単位PTAが関わっている。	・小学校単位PTA	・部落差別の解消をはじめ様々な人権が尊重されることの大切さを保護者が学習する機会を設けるとともに、家庭から子どもへも伝えるため。	・陽明・清和台・清和台南小学校区は単位PTAの代表があて職で委員長をしている。 ・委員長は、各小学校区の人権啓発に関わる行事や講演会等の企画、運営や市との連絡調整などを行う。 ・その他の小学校区は、委員の一員として各小学校区で行われる啓発活動にできるだけ参加する。	・各小学校区による（概ね2～3人）	・各小学校区による（概ね5～10回）	・各小学校区によって時間帯が異なる。	・各小学校区による	・3月の小学校区人権啓発推進委員会委員長出席の「校区人権啓発部会」で、協議する。
美化推進課	・廃棄物減量等推進審議会	・一般廃棄物の減量等に関する事項や循環型社会の構築に向けて審議するため設置された審議会	・PTA連合会	・審議会委員10人のうち、バランスを考慮して4人は市民団体の代表としている。 ・川西市PTA連合会はまちづくりに資する活動を行っている代表的な地域団体であることから委員1名の選出を依頼している。	・審議会への出席	・1名	・1日	・平日午前中もしくは午後で2時間程度（審議会開催時間）		・まちづくりに資する活動を行なっている代表的な地域団体であること、また、再生資源集団回収を実施している中心的な団体であることなどの理由から、引き続き推薦を依頼したいため、事業見直し等は考えていない。
	・再生資源集団回収奨励金制度	・ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円/kgを交付している。	・登録団体として幼稚園保護者会3団体、小学校PTA4団体が登録							・申請団体に対し奨励金を交付する事業であり、見直しは行わない。



PTAに係る状況調査結果について

※行政等の事業・イベントに川西市PTA連合会及び各校PTA（単位PTA）が関わっているものを調査。

※行政の直営事業だけでなく、委託事業や補助事業として実施している場合も対象。

※行政から団体（行政が事務局となっている団体含む）へ委託、補助を行い、団体の一員としてPTAが入っている場合も対象。

所属名	PTAが関わっている事業名・イベント名	PTAが関わっている事業・イベントの内容	事業・イベントに関わっているPTAの名称	PTAが関わっている理由	PTAが事業・イベントで従事・参加している業務	PTAの人数	PTAの活動日数	PTAの活動時間帯	事業・イベント実施に当たり、PTAへ配慮している事柄	PTAが関わっている事業見直しの今後の具体的な内容と実施時期
文化・観光・スポーツ課	・学校プール開放事業	・生涯スポーツの普及・振興に寄与することを目的とし、児童を中心とした地域住民の健康づくり、体力づくり、さらには地域コミュニケーション等の場として位置付け、学校教育に支障のない夏休み期間中を利用して実施する	・プール開放管理者	・学校プール開放事業の参加者の多数が校区内の児童であるため	・開催期間中に受付やプールサイドでの監視員等を行う	・校区によって異なる	・校区によって異なる	・校区によって異なる	・特になし	・学校プール開放事業の運営はコミュニティが行っているため、今後PTAがなくなった場合、PTAとしての立場以外で関わっていただくこととなると思われる。 ・PTAなしで学校プール開放事業の運営が可能かは各コミュニティの意見を聞く必要がある。ただし、校区によっては既にPTAに依頼していない所もある。
地域福祉課	・社会福祉審議会	・福祉事業に関する重要事項について調査審議する。		・子育て世代・保護者目線の意見を審議に取り入れるため	・委員	・1人	・年1～数回（年度により異なる）	・平日日中		・PTAから委員を選出できなくなる場合、公募するなどして子育て世代・保護者目線の意見を審議に取り入れていきたいと考える。
	・地区福祉委員会 福祉ネットワーク会議（川西市社会福祉協議会）	・コミュニティ単位で開催されている福祉ネットワーク会議において、地域の福祉情報の共有を図り、地域福祉力の向上をめざす。	・小学校単位PTA	・様々な世代が連携して地域福祉を推進していくため。	・各地区福祉委員会による	・各地区福祉委員会による	・各地区福祉委員会による	・各地区福祉委員会による	・各地区福祉委員会による	・子育て世代は地域福祉の担い手として欠かせない存在であるので、PTAから会議の出席者を選出できなくなったとしても、代替案を検討していきたい。
健幸政策課	・川西市食育推進会議	・市長の諮問に応じ、市食育推進計画策定及びその推進に関する重要な事柄を定めるものとする。（市食育推進会議規則）	・PTA連合会代表	・国や県は、市町食育推進計画へのPTA代表者等の参画を推奨してモデル化している。 ・本市食育推進計画関連の市民調査では「食育推進の基本は家庭」との回答が約9割を占めることから、「子ども⇄家庭⇄地域」の計画推進体制を体系化している。	・市食育推進計画策定に際しての意見や事業の進捗状況等に関する評価など。 ・「かわにし食育フォーラム（隔年実施）」の事業実施案への意見・提案など。	・同会から任命された代表者1名	・年1回程度（市食育推進計画改訂年は年2～3回）	・平日日中 2時間程度	・事前の日程調整では複数日を提案している。 ・会議では委員が発言しやすいよう会長が配慮している。	・地域での食育の推進は、個人への意見聴取や啓発だけで成しえず、組織への広がりも期待している。 ・食育推進の地域での担い手として組織的な参画は不可欠であるため、引き続き依頼したい。
	・献血	・市内の中学校区ごとの7支部で構成された川西市献血推進協議会へ献血の啓発事業を委託しており、各支部の一員としてPTAが関わっている。	・小中学校単位PTA(23校)	・献血の大切さを保護者が学習する機会を設けるとともに、次代を担う子どもへも家庭において献血の大切さを伝えるため。	・献血の準備、広報活動、事前勉強会や研修会への参加 ※支部ごとに多少違いあり	・未把握	・約60日(最大、7支部全体で)	・勉強会・研修会は平日日中。 ・広報活動は平日、土曜日、休日の日中。 ※支部ごとに多少違いあり	・動員は行わず、あくまでも行きたいPTA会員のみが参加するようにしている。 ※支部ごとに多少違いあり	・PTAの意向を考慮し、7支部長と事務局で検討中。

PTAに係る状況調査結果について

※行政等の事業・イベントに川西市PTA連合会及び各校PTA（単位PTA）が関わっているものを調査。

※行政の直営事業だけでなく、委託事業や補助事業として実施している場合も対象。

※行政から団体（行政が事務局となっている団体含む）へ委託、補助を行い、団体の一員としてPTAが入っている場合も対象。

所属名	PTAが関わっている事業名・イベント名	PTAが関わっている事業・イベントの内容	事業・イベントに関わっているPTAの名称	PTAが関わっている理由	PTAが事業・イベントで従事・参加している業務	PTAの人数	PTAの活動日数	PTAの活動時間帯	事業・イベント実施に当たり、PTAへ配慮している事柄	PTAが関わっている事業見直しの今後の具体的な内容と実施時期
学務課	・川西市立学校校区審議会	・川西市立小・中学校の校区設定及び変更について ・校区外就学希望制度の運用状況に関する事柄について	・PTA連合会からの推薦	・保護者の代表として参加をお願いしているため	・川西市立学校校区審議会での審議	・3人	・年1～3回	・夕方2時間程度	・出席しやすい時間帯を設定するよう配慮し、また審議会前日までには資料等を送付し、情報共有を行っている	・現行の任期である令和3年3月18日以降については、公募も含めて検討する。
	・川西市学校給食会理事会 ・川西市学校給食会正副理事長会 ・川西市学校給食会業者選定委員会	・川西市学校給食会の理事就任及び給食運営に関する事項の協議	・単位PTA役員24校（小学校16校、中学校7校、養護学校1校） → 理事 ・PTA連合会厚生給食委員長 → 副理事長	・給食運営において、保護者代表として意見を聴取するため。	・川西市学校給食会理事会の出席 ・川西市学校給食会正副理事長会の出席 ・川西市学校給食会業者選定委員会の出席	・25人	・3日	・平日の日中各日 2時間程度	・出務しやすい時間帯を設定するよう配慮している	・PTAの組織再編に伴い内容を検討する。なお、令和4年度からは給食の会計が公会計に移行するため、会自体が不要になる。
	・川西市PTA連合会と学校給食調理担当職員との懇談会 ・調理師との懇談会及び給食試食会	・調理師との懇談、給食の試食	・単位PTA役員 ・PTA連合会厚生給食委員 ・PTA連合会役員	・PTAが主催して実施している事業のため	・川西市PTA連合会と学校給食調理担当職員との懇談会の出席 ・調理師との懇談会及び給食試食会の出席	・68人	・2日	・平日の日中各日 2時間程度	・出務しやすい時間帯を設定するよう配慮している	・廃止を含めて検討中。
学校教育課	・川西市・猪名川町合同高校説明会	・各学校から1名PTAが関わっている。 ・司会進行や高校からの講演者の接待。 ・受付、資料の丁合等。	・PTA進路学びあい	・保護者向けの説明会のため。	・司会進行や高校からの講演者の接待。 ・受付、資料の丁合等	・24名（令和元年度）	・準備2日 ・当日1日	・10時～16時ごろ	・プリントの内容・印刷 ・高校との内容調整は市教育委員会が行う。	・PTA連合会と共催のため、今後、あり方について協議する。
	・学校保健総会 ・学校保健研究大会	・各学校園から1名以上のPTA役員が関わっている。	・学校代議員	・学校保健会の組織にPTA連合部会が所属しているため	・学校保健会副会長、会計監査、議事の審議、承認	・令和元年68名	・学校保健総会1日 ・学校保健研究大会1日	・14時～16時ごろ	・学校保健研究大会の講演では、PTAの方にも興味を持っていただけるようなテーマにしている。	・PTAの意向を確認のうえ、学校保健総会、学校保健研究大会の会のあり方について検討していく。
	・基礎学力向上推進委員会	・全国学力・学習状況調査報告を中心に学力向上に対する協議	・PTA連合会	・子どもたちに確かな学力を身に付けさせるために様々な立場からの意見をもらうため	・委員会への出席	・令和元年度1名	・基礎学力向上推進委員会1日	・10時～12時ごろ	・日程調整を図るとともに、意見をいただく時間を設けている	・次年度に向けて、会のあり方について検討している。
教育支援センター	・川西養護学校PTAとの懇談会	・川西養護学校PTAからの要望等、意見を交流する。	・川西養護学校PTA	・川西養護学校PTAの意見も取り入れながら、学校のあり方や進路などを行政として考えていくため。	・特記事項なし	・10人（今年度）	・1日	・2時間前後	・特記事項なし	・PTAの要望を受けて懇談会を開催している側面があり、見直しは難しいと考える。
	・教科用図書採択	・小中学校教科用図書の採択	・PTA連合会	・協議会の委員は、保護者等選出区分に応じて選任することが、川西採択地区協議会規約に明記されているため	・採択地区協議会委員	・1人	・2日	・4時間前後	・旅費支給	・令和3年度実施に向け、公募を含めて検討する。

PTAに係る状況調査結果について

※行政等の事業・イベントに川西市PTA連合会及び各校PTA（単位PTA）が関わっているものを調査。

※行政の直営事業だけでなく、委託事業や補助事業として実施している場合も対象。

※行政から団体（行政が事務局となっている団体含む）へ委託、補助を行い、団体の一員としてPTAが入っている場合も対象。

所属名	PTAが関わっている事業名・イベント名	PTAが関わっている事業・イベントの内容	事業・イベントに関わっているPTAの名称	PTAが関わっている理由	PTAが事業・イベントで従事・参加している業務	PTAの人数	PTAの活動日数	PTAの活動時間帯	事業・イベント実施に当たり、PTAへ配慮している事柄	PTAが関わっている事業見直しの今後の具体的な内容と実施時期
こども・若者ステーション	・青少年育成市民会議	・理事会 ・中央地区会議・行事（中央地区理事が、PTA役員兼任のため）	・川西中央地区の小・中学校PTA	・青少年問題の重要性にかんがみ、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成のため。	・会議の会場準備	・1人	・13日	・平日日中	・特になし	・本市からPTA卒の推薦を依頼している訳ではないが、令和2年度の第1回川西市青少年育成市民会議理事会において、PTAのあり方検討会の状況について情報提供し、今後のあり方について支援する。
	・川西市青少年補導委員会	・補導活動 ・環境実態調査 ・地区定例会 ・研修会 ・総会	・小中学校単位PTA(23校)	・青少年の健全育成と非行防止を目的に活動しているため。	・地区定例会の会場準備	・23人	・29日	・補導活動：地区、また、補導ごとによる ・環境実態調査・地区定例会・研修会・総会：平日日中	・特になし	・PTAの選出卒の今後のあり方について令和2年度6月の青少年補導委員会役員会で検討議題としてあげる。
経営企画課	・川西市下水道事業経営について	・平成25年度に策定した下水道ビジョンを見直し、新下水道ビジョンを策定するにあたって、経営審議会で使用者等の代表者として意見を発言してもらっている。	・PTA連合会 会長	・使用者等の代表者の意見を取り入れるため。	・川西市上下水道事業経営審議会	・1人	・3回	・16:45～ 17:45	・開催日時の事前調整や、審議会当日の負担軽減のため、事前に資料の配布と説明を行っている。	・川西市上下水道事業経営審議会規則第4条第4項で、委員の任期は3年としており、現任期中(H30～R2)の選出団体の変更はできないが、次回委嘱時には事業の見直しを検討する。